

# 第1編

# 総論

---

## 第1章 計画の策定にあたって

- 第1節 策定の趣旨
- 第2節 計画の位置づけ
- 第3節 計画の期間

## 第2章 神栖市の教育課題

- 第1節 統計からみた市の現状
- 第2節 アンケート結果からみた市の現状
- 第3節 第2期計画の成果と課題
- 第4節 教育課題の整理

## 第3章 教育目標と施策展開の方向

- 第1節 本市の教育目標
- 第2節 計画の基本テーマ
- 第3節 計画の基本目標
- 第4節 施策の体系



©神栖市

# 第1章

## 計画の策定にあたって

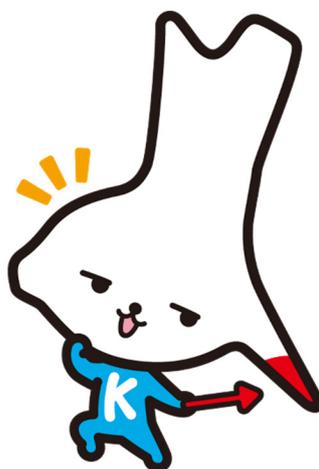
### 第1節 策定の趣旨

平成18年12月の教育基本法改正を受けて、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図ることを目的に、国は平成20年7月に「教育振興基本計画」を策定しました。また、地方公共団体は、国の教育振興基本計画を参考にしながら、地域の実情に応じた教育の振興に関する基本的な計画を定めるよう求められています。

本市では、こうした国による動きを踏まえ、教育の進むべき方向性を明らかにするため、平成24年3月に「たくましく しなやかに 未来をひらく 創造性豊かなひとづくり」を基本テーマとした本市最初の神栖市教育振興基本計画(以下「第1期計画」という。)を策定しました。

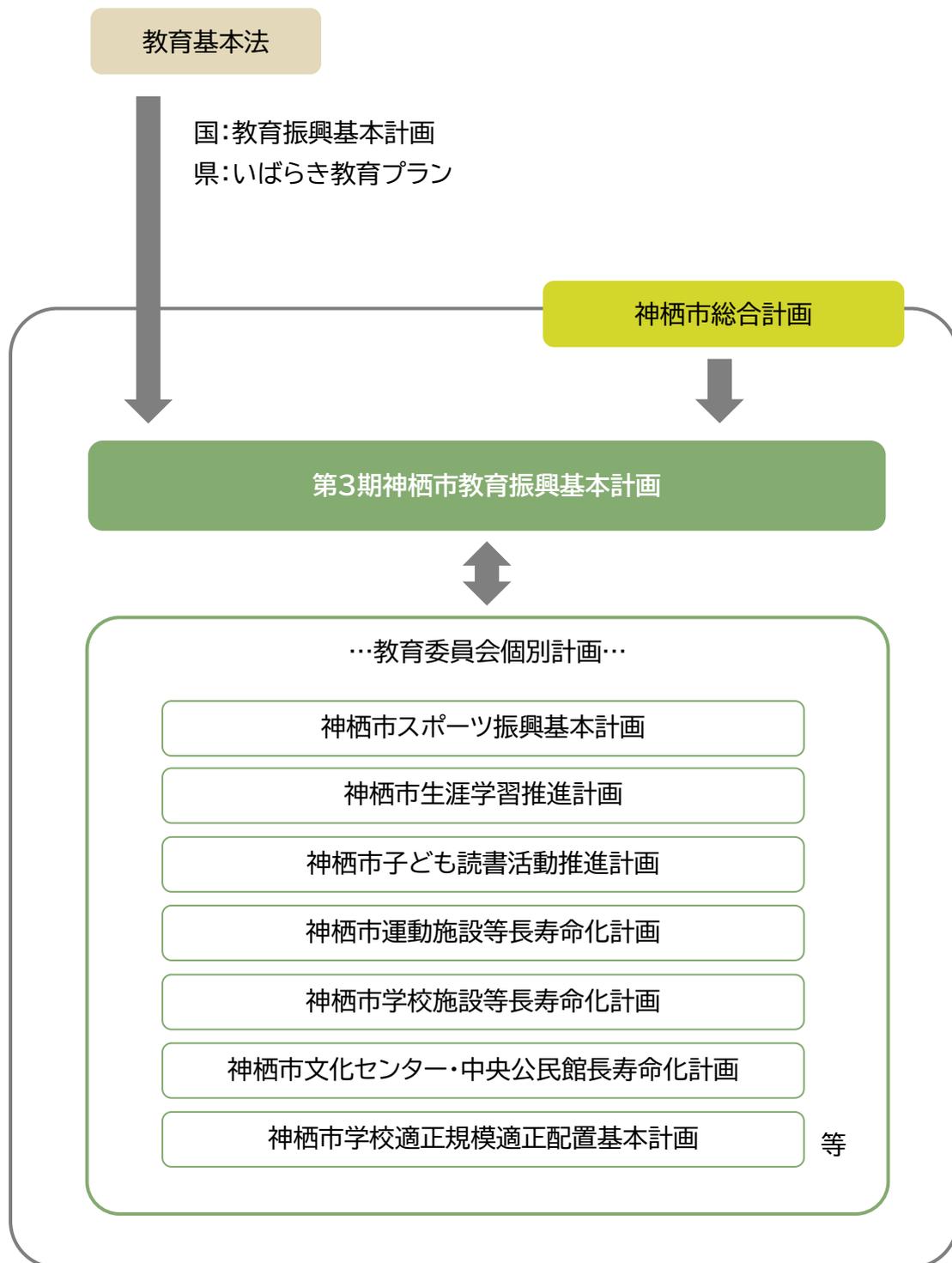
平成30年3月には、第1期計画を踏まえ、第2期神栖市教育振興基本計画(以下「第2期計画」という。)を策定しました。第2期計画では、基本テーマを「豊かな人間性と 創造性を備えた 未来につながるひとづくり」とし、目指すべき子どもたちの姿である「かみす元気っ子」を市民みんなで育むため、特色ある教育活動を通して教育行政の推進に取り組んできました。

第2期計画が令和4年度をもって終了することから、これまでの施策の成果の評価と課題、本市の教育を取り巻く情勢、さらには最上位計画である神栖市総合計画を踏まえ、より一層の教育の振興を図るため、第3期神栖市教育振興基本計画(以下「本計画」という。)を策定します。



## 第2節 計画の位置づけ

本計画は、教育基本法第17条第2項の規定に基づいて策定する、神栖市における教育振興のための施策に関する基本的な計画です。また、国・茨城県の関連計画を考慮するとともに、神栖市総合計画を基盤として、市の教育に関連する計画との整合を図りつつ、策定します。



### 第3節 計画の期間

本計画は、令和5年度を初年度とし、令和8年度を目標年度とする4年間を計画とします。

なお、計画期間中、社会情勢の変化などに応じて、見直しの必要性が生じた場合には、計画の見直しを適宜行います。

		期間（年度）										
		平成30年	令和元	令和2	令和3	令和4	令和5	令和6	令和7	令和8	令和9	
		2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	
神 栖 市	第2次神栖市総合計画 (平成30年度～令和4年度)						第3次神栖市総合計画 (令和5年度～令和8年度)					
	第2期神栖市教育振興基本計画 (平成30年度～令和4年度)						第3期神栖市教育振興基本計画 (令和5年度～令和8年度)					次期 計画 (令和9 年度～)
国	第3期教育振興基本計画 (平成30年度～令和4年度)						第4期教育振興基本計画 (令和5年度～)					
	平成29年度・平成30年度改定 学習指導要領 (平成30年度以降、幼稚園・小学校・中学校・高等学校で順次実施)											
	幼稚園 平成30年度～全面实施											
	小学校 令和2年度～全面实施											
県	いばらき教育プラン					いばらき教育プラン・茨城県教育大綱 (令和4年度～令和7年度)						
	茨城県就学前教育・家庭教育推進ビジョン (平成29年度～)											
						茨城県就学前教育・家庭教育推進アクションプラン (令和4年度～令和7年度)						